

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報 の告示について

1 目的

「口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和2年宮崎県教育委員会告示第1号）」を廃止し、別紙により新たに定める。

2 内容

宮崎県教育委員会学芸員採用選考試験の総合順位について、口頭により開示請求をすることができるように改める。

宮崎県教育委員会告示第〇号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めた。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和2年宮崎県教育委員会告示第1号）は廃止する。

令和3年8月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容		
宮崎県教育委員会埋蔵文化財専門職員採用選考試験	総合順位（第1次試験の結果については不合格者に係るものに限る。）	試験結果を発送した日から起算して1月間	宮崎県教育庁教育政策課
宮崎県教育委員会学芸員採用選考試験	同上	同上	同上
宮崎県立高等学校入学者選抜	推薦・連携型入学者選抜及び一般入学者選抜における学力検査の教科別得点（各教科で傾斜配点を実施する学校においては、	合格発表の日から起算して1月間	受検者が受検した県立学校

	傾斜配点した点数) 及び合計点		
宮崎県立五ヶ瀬 中等教育学校、 宮崎県立宮崎西 高等学校附属中 学校及び宮崎県 立都城泉ヶ丘高 等学校附属中学 校入学者選抜	作文及び適正検査 の結果	入学者選抜 検査結果通 知投函の日 の翌々日か ら当該結果 通知の投函 の日の属す る年の3月 31日まで	受検者が志 願した県立 学校
宮崎県公立学校 教員採用選考試 験	第1次試験及び第 2次試験につい ての総合ランク、得 点及び評価（い ずれも不合格者 に係るものに 限る。）	試験結果を 発送した日 から起算し て1月間	宮崎県教育 庁教職員課
宮崎県公立学校 実習助手採用選 考試験	同 上	同 上	同 上
会計年度任用職 員選考採用試験	総合得点及び総合 順位	選考結果を 通知した日 から起算し て1月間	選考採用試 験を実施し た各所属